

「愛知県感染防止対策協力金（6/1～6/20 実施分）」【営業時間短縮要請枠】

よくある質問 （2021年11月17日版）

1. 協力金の概要

1-1. 要請の期間はいつですか。

→6月1日(火)から6月20日(日)までの20日間です。

1-2. 誰がこの協力金の対象となりますか。

→飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を有する飲食店等で、休業要請を受けて休業に協力した施設、及び営業時間短縮要請を受けて時間短縮に協力した施設を運営する事業者が対象となります。

1-3. 協力金の交付に必要な要件は何ですか。

→以下の要件を満たす必要があります。

- ①休業又は営業時間短縮の実施
- ②業種別ガイドラインの遵守
- ③県の「安全・安心宣言施設」への登録、及びPRステッカーとポスターを掲示
- ④カラオケ設備の利用自粛（設備を提供している店舗のみ）
- ⑤酒類の提供（持込を含む）の取り止め（酒類の提供・持込をしている店舗のみ）

1-4. 業種別ガイドラインとは何ですか。

→自主的な感染防止のための取組を進めるため、関係団体等により、業種ごとに策定されたガイドラインです。自身の業種に沿ったガイドラインの遵守をお願いします。

ガイドラインの一覧は、以下の内閣官房のウェブサイトをご覧ください。

内閣官房ウェブサイト「業種別ガイドラインについて」

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

【飲食店関係のガイドラインの例】

- ・「外食業の事業継続のためのガイドライン」
- ・「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

1-5. 既に協力金を申請しましたが、この機会に店舗数や日数を修正して再申請することはできますか。

→既に申請を受け付けたものの修正は申請できません。特例受付は、申請期間内に申請を行えなかったもののみが対象です。

1-6. 「愛知県感染防止対策協力金（8/27～9/30 実施分）」及び「愛知県感染防止対策協力金（10/1～10/17 実施分）」と今回の特例受付に伴う協力金の申請を、まとめて申請できますか。

→まとめて申請はできません。お手数ですが別々に申請してください。

1-7. 特例受付の対象である複数の協力金を申請する場合、別々に申請する必要がありますか。

→郵送の場合は、1つの封筒に入れてまとめて申請ができます。

1-8. 特例受付の申請期間はいつからいつまでですか。

→申請期間は11月24日（水）から12月24日（金）（当日消印有効）までです。申請期間を過ぎた申請は、受け付けることができません。

1-9. 申請書は以前に配布されたものを使用できますか。

→各実施分の協力金のパンフレット及び申請書は以前に配布したものから変更はありませんので、そのままお使いいただけます。

1-10. 申請書はどこで入手できますか。

→パンフレット及び申請書は、申請サポートサイトからダウンロードしていただくか、各県民事務所、市町村、商工会・商工会議所の窓口で入手できます（パンフレット内に申請書のページがあります。）。実施分ごとにパンフレットの内容は異なりますのでご注意ください。

1-11. どのような申請方法がありますか。

→以下、3種類の申請方法があります。

①電子申請

申請サポートサイトで必要事項の入力と提出書類のアップロードをして申請する方式です。

②WEB申請書作成/郵送申請

申請サポートサイトで必要事項を入力して自動作成された申請書を、印刷の上、提出書類と併せて郵送で提出する方式です。

③手書き/郵送申請

申請書様式に必要事項を記入し、提出書類と併せて郵送で提出する方式です。

1-12. 申請から交付までにはどれくらいかかりますか。

→審査完了後、適当と認められた場合に指定口座に振り込みます。

支払の時期は、適切な申請書の受理後、1か月程度を予定していますが、申請の状況により変動することがあります。

2. 事業主体について

2-1. 大企業は協力金の交付対象になりますか。

→大企業も交付対象になります。

2-2. 愛知県内に店舗がありますが、本社は京都府です。当協力金の対象となりますか。

→愛知県内に対象施設を有する事業者であれば、法人の本社所在地は問いません。

また、個人事業主についても、愛知県内に対象施設を有する事業者であれば事業主の住所は問いません。

2-3. 要請期間中に閉店しましたが、協力金を申請することはできませんか。

→休業・時短要請期間中に閉店しても、交付申請日及び交付決定日において倒産、廃業していなければ申請を行うことができます。

なお、交付対象日数は閉店前の期間において休業又は営業時間短縮に協力した日数となります。

2-4. 業務委託契約により受託者が店舗を運営している場合はどちらが交付対象となりますか。
→協力金は、1つの施設につき1交付となります。重複申請防止のためにも委託者と受託者（例：店長とオーナー）どちらが申請するか、相談の上申請してください。

3. 対象となる施設の種類の種類と営業形態について

3-1. キッチンカーや露店でテイクアウトの飲食業を行っている場合は、協力金の交付対象となりますか。

→テイクアウトのみの店舗には休業・時短要請を行っていません。

3-2. コンビニエンスストアのイートインスペースは、協力金の交付対象となりますか。

→コンビニエンスストアには休業・時短要請を行っていません。

4. 営業時間・営業日について

4-1. 従前の営業時間が、午前11時から午後7時までの酒類を提供する飲食店です。この場合も営業時間を短縮すれば、協力金の交付対象となりますか。

→酒類を提供する飲食店には、終日休業を要請しています。終日休業した場合には、従前の営業時間にかかわらず協力金の対象となります。

4-2. 従前の営業時間が、午前11時から午後7時までの酒類を提供する飲食店です。

酒類を提供するのを止めて通常営業を続けた場合、協力金の交付対象になりますか。

→酒類の提供を止めただけでは、協力金の交付対象となりません。

4-3. 営業時間短縮要請期間中に定休日が含まれますが、協力金の交付対象となりますか。

→従前より営業時間短縮要請の時間帯を越えて営業しており、営業時間短縮に協力した場合には、定休日も対象となります。

4-4. 営業時間短縮要請期間中、営業時間を短縮できず、午後11時まで営業した日があります。協力金はどのように交付されますか。

→営業時間を短縮できなかった日は交付対象日数に含めることはできません。

4-5. 午後8時までの営業とはどういう意味でしょうか。ラストオーダーを午後8時にすればよいですか。

→午後8時までにお客様に退店いただき、閉店する必要があります。

4-6. 従前、午後8時を過ぎて営業していた飲食店が、午後8時以降はテイクアウトのみの営業（店内での飲食なし）とした場合、協力金の対象となりますか。

→営業時間短縮要請に応じて、施設内に人が集まらない業態へ変更した場合も、営業時間短縮を行った場合と同様に協力金の交付対象となります。

5. 「安全・安心宣言施設」への登録とPRステッカー・ポスターの掲示について

5-1. PRステッカーとポスターの掲示がないと協力金の対象にはならないのですか。

→業種別のガイドラインの遵守、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカーとポスターの掲示が協力金の交付の条件になります。

ただし、「安全・安心宣言施設」に登録していない場合は、できるだけ速やかに「安全・安心宣言施設」への申請を行い、登録された上で、協力金の申請を行ってください。届出中の場合は、登録後、PRステッカーとポスターを掲示していることを条件に協力金の交付対象となります。

なお、過去に登録を済ませている場合は、その際入手したPRステッカー・ポスターを掲示していただいても差し支えありません。

※「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

5-2. 「安全・安心宣言施設」とは何ですか。また、登録はどのように行うのですか。

→感染防止対策に取り組む事業者を支援するため、感染防止対策として取り組む項目を届け出ていただいた施設に対して、本県独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」とするものです。

なお、「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

詳細や登録方法は、以下のページをご覧ください。

- ▶ 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」について（PRステッカー・ポスター）

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

5-3. 期間中を通して終日休業しますが、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示は必要ですか。

→休業する場合も県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示は必要です。

5-4. PRステッカーとポスターの掲示が遅れた場合、協力金は受け取れないのですか。

→万一、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示が遅れた場合であっても、実態として、業種別ガイドラインを遵守したうえで、営業時間の短縮にご協力いただいているのであれば、協力を開始した日から、協力金の交付対象日数に含めることが可能です。

6. 要請に応じた日数について

6-1. 協力金の交付を受けるには、要請期間の全ての期間において、時間短縮・休業を行う必要がありますか。

→施設ごとに、要請に応じた日数分を交付します。

6-2. 要請対象施設を複数持つ場合は、全ての施設で要請に応じないと協力金は受けられませんか。

→要請対象施設は、全面的に要請にご協力をお願いします。なお、協力金については、協力いただいた施設ごとに要請に応じた日数分を交付します。

7. 協力金支給額について

7-1. 支給額はどのような額となりますか。

→基本的な考え方は、以下のとおりです。

○中小企業者等（中小企業、個人事業主、その他法人）

支給額（1店舗1日あたり）：売上高に応じて4万円～10万円※

○大企業

支給額（1店舗1日あたり）：売上高減少額の4割（最大20万円）

※ 大企業と同様、売上高減少額の4割を選択することも可能

7-2. 協力金申請額はどのように算出すればよいですか。

→「売上高方式」では、2019年又は2020年の6月の飲食業売上高をもとに算出します。「売上高減少方式」では、これと2021年の6月の飲食業売上高の減少額をもとに算出します。

具体的な算出方法は、パンフレット p.3 のチャート図、および p.10～13 の「店舗別申請額計算書」により算出できます。

また、申請サポートサイトに、協力金支給額の試算機能を設けています。

申請サポートサイト：<https://jitan.aichi-kyouryokukin.com/0601>

7-3. 申請書、店舗別申請額計算書の「売上高」欄は税抜となっていますが、売上帳簿や確定申告書は税込で集計しています。どのように算出すればよいですか。

→税抜の売上高が分からない場合は、税込額を1.1（2019年6月は1.08）で割った金額を用いて算出してください。

7-4. 飲食事業だけでなく、他事業も行っていますが、確定申告書の売上高をもとに算出してもよいですか。

→飲食事業のみの売上高をもって算出してください。

申請にあたっては、確定申告書だけでなく、飲食事業のみの売り上げがわかる売上帳簿を提出することが必要です（複数店舗を申請する場合は、店舗ごとの売上帳簿が必要です）。

なお、売上高方式の下限額（4万円/日）での申請となる場合は、売上帳簿の提出は省略可能です。（ただし、営業実態の確認等のため提出を求める場合があります。）

7-5. 2020年の6月2日以降に営業開始した店舗など、「店舗別申請額計算書」による算出が難しい店舗はどうすればよいですか。

→次のとおり算出してください。

① 2019年6月2日～2020年6月1日に開店した店舗

2020年6月の売上高を使用してください。

② 2020年6月2日～2021年5月31日に開店した店舗

開店日から2021年5月31日までの売上高から算出してください。

なお、中小企業等だけでなく大企業も、売上高方式か売上高減少方式のどちらかを選択可能です。

③ 2021年6月1日以降に開店した店舗

前々年及び前年の売上がないことから、中小企業等、大企業ともに、売上高方式の下限額で計算してください。

・売上高方式の下限額：4万円/日

①～③の詳細については、協力金専用コールセンター（052-228-7310）へお問い合わせください。

7-6. 地震、風水害、火災等の災害の影響により、2019年、2020年の6月の売上高が減っており、通常期の売上高と乖離がある場合はどうすればよいですか。

→2018年6月の売上高により算出をすることができる特例を設けておりますので、協力金専用コールセンター（052-228-7310）へお問合せください。（申請時に罹災証明書等の提出が必要です。）

8. 提出書類について

8-1. 自らの法人番号が分からない場合は、どうすればいいですか。

→国税庁の「法人番号公表サイト」にて、法人名での検索が可能です。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

8-2. 個人事業主の場合、申請書の申請者情報に記載する住所及び誓約書に記載する住所には、施設の住所と本人の住所のどちらを記載すればいいですか。

→どちらも本人の住所（本人確認書類と同じ住所）を記載してください。

8-3. 申請書の「営業許可書（証）の番号」欄には、何の番号を書けばよいですか。

→営業許可証の右上、あるいは中段に記載されている「許可番号」を記載してください。（右上と中段に、異なる番号が記載されている場合は、中段にある許可番号を記載してください。）

8-4. 店舗の内観・外観の写真には、何が写っている必要がありますか。

→以下のものが写っているものを提出してください。複数枚提出いただいても構いません。ぼやけている画像や暗い画像など、識別できないものは避けてください。

- ・内観：テーブル・椅子など店内で飲食することが分かるもの、及びメニューなど飲食を提供していることが分かるもの
- ・外観：店名の看板など申請対象の店舗であることが分かるもの、及び店舗の入口

8-5. 確定申告書及び売上帳等の帳簿の写しは、いつのものを提出すればよいですか。

→参照月（支給額の算出に用いた月）が含まれる年の確定申告書の写しと、参照月の売上帳等の帳簿の写しを提出してください。

（例）・2019年6月の売上高を用いて、売上高方式により算出した場合

－ 令和元年（2019年）分の確定申告書の写しと

2019年6月の売上帳等の写し

※なお、下限額（4万円／日）での申請となる場合は、売上帳等の提出は省略可能です。（ただし、営業実態の確認等のため提出を求める場合があります。）

・2020年6月の売上高と、2021年6月の売上高を用いて、売上高減少方式により算出した場合

－ 令和2年（2020年）分の確定申告書の写しと

2020年6月及び2021年6月の売上帳等の写し

8-6. 売上帳等の帳簿は、どのような内容が記載されている必要がありますか。

→参照月における、店舗ごとの、飲食事業の売上高が確認できることが必要です。

また、日ごとの売上が記載されており、その合計としての月間売上高が確認できるものを想定しています。

8-7. 税務署に確定申告書は提出済みですが、紛失等により控え（写し）がない場合は、どうすればよいですか。

→管轄の税務署にて、「保有個人情報開示請求」により、確定申告書の写しの交付を受け、写しを提出してください。

8-8. 個人事業主の開業又は法人の設立後、申告時期が到来していないため、確定申告書を提出できない事業者は何の書類を提出すればよいですか。

→次の代替書類を両方提出してください。

①個人事業主の開業届または法人の法人設立届の控え

②営業実績のある直近3か月間の月末締め経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）

8-9. 税務署に開業届は提出済みだが、紛失してしまった場合はどうすればよいですか。

→管轄の税務署にて、「保有個人情報開示請求」により、開業届の写しの交付を受け、写しを提出してください。

8-10. 確定申告の申告時期未到来の個人事業主で、開業届を提出していない場合は、どうすればよいですか。

→管轄の税務署に開業届を提出した上で、申請書に添付してください。

8-11. 所得税確定申告書が提出できない場合は、代わりに何を提出すればよいですか。（課税所得がない等で確定申告が不要な個人事業主の場合）

→原則、所得税確定申告書の提出が必要です。

ただし、この提出が不可能である場合は、例外的に、「市民税・県民税申告書」を代替書類として提出してください。（ただし、営業等収入が確認できることが必要です。）

8-12. 「飲食店営業許可書(証)」「喫茶店営業許可書(証)」の代わりに、別の営業許可証（風営法関係の営業許可証・届出書等）を提出してもよいですか。

→当協力金は、「飲食店営業許可書(証)」又は「喫茶店営業許可書(証)」をもって、飲食店としての実態を確認することとしているため、これらの提出が必須となります。

9. 添付書類の省略について

9-1. 提出書類を省略できる場合はどんな場合ですか。

→次のいずれかに該当する事業者の方は、省略できる書類があります。

- ・以前に協力金（12/18～1/11 実施分以降）を申請している事業者の方で、直近の提出書類と記載内容が同一である場合
- ・以前に協力金（12/18～1/11 実施分以降）の支給を受けたことがある事業者の方
- ・売上高方式の下限額で申請する場合

詳しくは、9-2 をご確認ください。

9-2. 提出を省略できる書類は何ですか。

→省略できるのは次の書類です。

- 以前に協力金（12/18～1/11 実施分以降）を申請している事業者の方で、直近の提出書類と記載内容が同一である場合は、次の書類を省略できます。

- ・営業活動を行っていることが分かる営業許可関係の書類
(飲食店営業許可書(証)または喫茶店営業許可書(証)の写し)
- ・本人確認書類
(代表者の運転免許証、健康保険証またはマイナンバーカード(表面)の写し 等)
- ・振込先口座が分かる書類
(申請書に記載した口座の通帳の写し)

ただし、このうち、直近の提出書類と内容が異なる書類は提出が必要です。

(例) 申請対象施設が増えた場合: 増えた施設にかかる営業許可書(証)の写しを提出してください。

- 以前に協力金(12/18~1/11 実施分以降)の支給を受けたことがある事業者の方は、上記書類に加え、次の書類を省略できます。

- ・営業活動を行っていることが分かる店舗現況関係の書類
(店舗の内観・外観の写真)
- ・休業・営業時間短縮等の状況が分かる書類
(休業・営業時間短縮を知らせるホームページの画面の写し、または貼紙やチラシの写真)
(酒類の提供(持ち込みを含む)の自粛を知らせるホームページの画面の写し、または貼紙やチラシの写真)
(カラオケ設備の提供の自粛を知らせるホームページの画面の写し、または貼紙やチラシの写真)

- 売上高方式の下限額で申請される事業者の方は、次の書類を省略することができます。

- ・総売上高・店舗別飲食事業売上高が分かる書類
(確定申告書の写し(参照月を含む年のもの))
(売上帳等の帳簿の写し)

ただし、売上高方式の下限額で申請する場合であっても、以前に協力金(12/18~1/11 実施分以降)の支給を受けたことがない場合は、確定申告書の写しの省略はできません。

確定申告書の写しは、売上高方式の下限額で申請する場合であって、かつ、以前に協力金(12/18~1/11 実施分以降)の支給を受けたことがある方のみ省略できます。

10. 他の協力金等の重複支給について

- 10-1. 午後10時まで営業していたカラオケ設備のある飲食店が、カラオケ設備の提供を自粛した上で、営業時間を短縮した場合は、【営業時間短縮要請枠】と【カラオケ設備利用自粛要請枠】の両方を受給できますか。

→できません。

【カラオケ設備利用自粛要請枠】は、休業及び営業時間短縮要請の対象外となる飲食店等を運営する事業者が対象であることから、【営業時間短縮要請枠】のみの対象となります。

- 10-2. これまでの営業時間短縮要請に係る協力金の支給を受けた事業者も、今回の協力金の交付対象となりますか。

→交付対象となります。

- 10-3. 国の月次支援金において、対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となる事業者は給付対象外とされていますが、今回の協力金はこれに該当しますか。

→該当します。そのため、当協力金の支給対象となる事業者は、その対象月における月次支援金

の支給を受けることはできません。

10-4. 今回の協力金は課税対象となりますか。

→法令に則ると、所得税や法人税の計算上、収入金額や益金に加える必要があるとのことです。

11. チャットボット及び申請サポート窓口について

9-1. これまでの協力金で用意されていたチャットボットや申請サポート窓口は利用できますか。

→特例申請ではチャットボットや申請サポート窓口は用意しておりません。予め御了承ください。